

国民健康保険特集号

《問合せ先》
 西宮市市民局国民健康保険グループ
 国保収納グループ
 〒662-8567
 西宮市六湛寺町10番3号
 Eメール/vo_kokuho@nishi.or.jp

会社を退職した後の健康保険について

国民皆保険制度

わが国は国民皆保険制度をとっていますので、会社など勤務先の健康保険の資格がなくなった場合は、国民健康保険に加入することになります。

ただし、一定の条件を満たせば、従来の勤務先の健康保険の資格を続けることができます。任意継続の制度もあります。会社の健康保険担当者に相談の上、どちらにするのかを選択してください。

加入手続きはお早めに

任意継続を選択しない場合は、勤務先の健康保険の資格が切れた日から14日以内に国民健康保険の加入手続きが必要です。

ただし、勤務先の保険の資格が切れる前(任意継続含む)に国民健康保険の加入手続きはできませんのでご注意ください。

国民健康保険の加入手続きが遅れた場合、最大2年間さかのぼって加入することになります。

加入手続きには、①健康保険資格喪失証明書(事業主または社会保険事務所、健康保険組合、共済組合などで発行)、②認印が必要です。

失業が3カ月以上続いたら

失業期間が3カ月以上続いた場合、その前年中に勤労所得がある時は、国民健康保険料の減免の申請を

国保の給付について

① 70歳未満の人の入院費の窓口支払が自己負担限度額内

3月10日号でもご案内しましたように、4月1日より、70歳未満の人が入院するときに、国民健康保険証とともに「国民健康保険限度額適用認定証」を提示すると、病院の窓口で支払う一部負担金が左の自己負担限度額内になります。

ただし、同認定証の交付を受けられないのは、保険料の滞納のない世帯の人、又は、保険料の滞納につき特別な事情がある世帯の人に限りです。

② 高額療養費支払資金貸付あつせん制度
 通院される場合などで病院の窓口で支払う一部負担金が、一時的に多額で困難な時は、当制度が利用できます。世帯主が申請をすれば、病院の窓口で支払う一部負担金が左の自己負担限度額内になります。

ただし、保険料を完納している事が必要です。
 ③ 高額療養費の支給
 事業主の皆様には、従業員あるいはその扶養家族の方が健康保険に加入する際に「健康保険資格喪失証明書」の発行にご協力いただいているところです。発行時には、従業員の方に、2週間以内に手続きを行っていただく旨ご案内いただき、ますようご協力よろしくお願ひします。

加入脱退手続きや保険料についての問い合わせは国民健康保険グループ資格・賦課チーム(電話07968-305・3118)まで

※>は多数該当(過去12ヶ月間に一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上の場合、4回目以降の限度額)

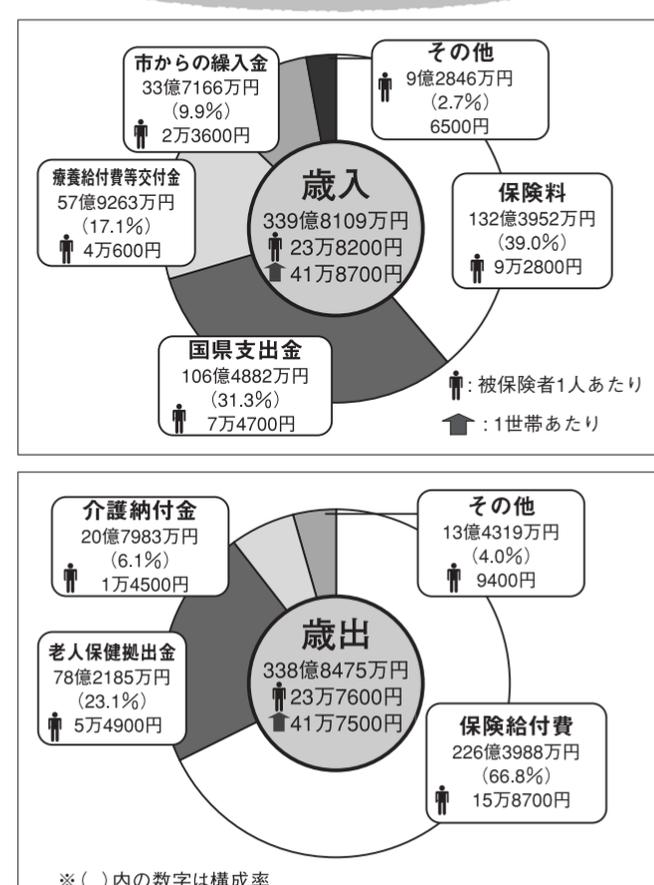
区分	自己負担限度額
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1% <83,400円>
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>
低所得者(住民税非課税)	35,400円 <24,600円>

※上位所得者:国民健康保険料の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。
 ※所得状況を把握できていない場合は、上位所得者と判定されます。

区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	
一定以上所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>
一般	12,000円	44,400円
低所得者	II	24,600円
	I	15,000円

※一定以上所得者:課税所得145万円以上の人
 ※低所得者II:同一世帯の世帯主及び国保加入者が住民税非課税の場合(低所得者I以外の人)
 ※低所得者I:同一世帯の世帯主及び国保加入者が住民税非課税でその世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる人
 ※一般:一定以上所得者、低所得者II、低所得者I以外の人

国民健康保険特別会計 決算の状況をお知らせします



平成17年度国民健康保険特別会計の決算状況は、右側グラフのとおりです。歳入総額33億9263万円に対し、歳出総額33億8475万円、差引き9634万円の剰余でした。前年度と比較すると、歳入で約17億7500万円(約5.5%)、歳出で約19億3600万円(約6.1%)の増額となりました。70歳以上の前期高齢者への保険給付費や介護納付金などが増額となり、これにともない保険料収入をはじめとした歳入も増額となりました。

④ 市民税非課税世帯の入院時食事療養費を減額
 入院中は一食当たり260円の標準負担額を被保険者の皆さんに負担していただきますが、次のいずれかに該当する世帯の国民健康保険加入者は、国民健康保険証とともに「減額認定証」を医療機関に提示することにより負担額が軽減されます。

(1) 市民税非課税世帯で、90日以内の入院: 1食210円
 (2) 市民税非課税世帯で、減額対象者として過去1年間の入院日数が通算90日を超えている場合: 1食160円
 (3) 70歳以上で、世帯員全員が市民税非課税で、世帯の所得が0円の場合: 1食100円

⑤ 出産育児一時金
 国民健康保険に加入している人が出産したときは、出生児1人につき、35万円(平成18年9月30日までの出産は33万円)が支給されます。

出産育児一時金を直接医療機関に振込む受領委任払制度や、出産前に医療機関に支払う必要が生じた時、一時金の一部を出産前に貸付する制度もあります。

平成19年12月1日から国民健康保険の被保険者証が1人に1枚のカードに変わります!

現在は、世帯に1枚の保険証(国民健康保険被保険者証)が交付されていますが、被保険者のみなさんに便利のように、1人に1枚のカード様式の保険証に切り替えるため準備を進めています。

問い合わせは、国民健康保険グループ 管理チーム(電話07968-305・3116)まで